

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則

平成27年7月16日制定
平成29年5月18日改正
令和4年5月19日改正
令和5年4月20日改正
令和6年9月19日改正
令和8年3月19日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社をいう。）及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（以下「運用会社」という。）が、インフラ投資信託及びインフラ投資法人（以下「インフラ投信等」という。）に係る業務を適切に執行するために必要な事項を定め、インフラ投信等に係る制度を円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(運用に関する基本原則)

第2条 運用会社は、投資信託の受益者又は投資法人のため忠実かつ善良な管理者の注意をもってインフラ投資信託の財産又はインフラ投資法人の資産（以下「信託財産等」という。）の運用の指図又は運用（以下「運用等」という。以下この条及び次条において同じ。）に係る業務を行わなければならない。

2 運用会社は、信託財産等の運用等に当たっては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）及び投信法その他の法令並びに本協会の諸規則を遵守し、投資者保護に配慮するものとする。

(信託財産等の運用体制)

第2条の2 信託財産等の運用等は、運用会社が自主的にこれを行い、当該運用会社以外の者（金商法第42条の3の規定に基づき運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者及び投信法第55条の規定に基づき運用に係る権限の一部の委託を受けた者を除く。）は、信託財産等の運用等に関与しないものとする。

(定 義)

第3条 この規則において「再生可能エネルギー発電設備」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（以下、「政令」という。））第3条第11号に定めるものをいう。

2 この規則において「公共施設等運営権」とは、政令第3条第12号に定めるものをいう。

3 この規則において「インフラ投資信託」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）において投資信託財産の総額の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託をいい、「インフラ投資法人」とは、投資法人規約（以下「規約」という。）において、投資法人の資産の総額の2分の1を超える額を、インフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資法人をいう。

ただし、インフラ投資法人においては、当該2分の1を超える額を判定するに当たり、第4項に規定するインフラ資産の内、「再生可能エネルギー発電設備」が投資法人の資産の総額の2分の1を超える場合、税務上の導管性要件を満たすこと、及びキャッシュフロー創出の蓋然性から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定発電設備に限るものとし、これは、上場されているもので、規約に再生可能エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが記載されているものに限り適用するものとする。

また、インフラ投資法人においては、第4項に規定するインフラ資産の内、「公共施設等運営権」は、税務上の導管性要件を満たすためには、「公共施設等運営権」のみで、当該2分の1の額を超えないこととする。

なお、インフラ投信等においては、第4項に規定するインフラ資産の内、「自主規制委員会が指定する資産」のみの投資として運用する場合については、「自主規制委員会が指定する資産」（特定資産に該当するものを除く。）のみで、当該2分の1の額を超えないこととする。

4 この規則において「インフラ資産」とは、「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」並びに自主規制委員会が指定する資産をいう。

5 この規則において「インフラ資産等」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) インフラ資産

(2) インフラ資産に伴う土地・建物、土地・建物の賃借権、土地に係る地上権、土地に係る地役権及び投資法人の計算に関する規則（平成18年4月20日内閣府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。）第37条第3項第2号へに規定する資産

(3) 第1号及び第2号に掲げる資産を信託する信託の受益権

(4) 第1号及び第2号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(5) 外国における前4号に掲げる資産に類似するもの

6 この規則において「インフラ関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 株式等（インフラ資産等を直接又は間接的に保有する非上場会社が発行するものに限るものとし、当該非上場会社のインフラ資産等に係る資産が当該非上場会社の保有する資産の過半を占めるものに限る。）

(2) 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対して直接又は間接的に投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の2分の1を超える額について直接又は間接的にインフラ資産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

(3) 信託財産を主として第2号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金

銭の信託の受益権

- (4) 資産流動化法に規定する優先出資証券（当該優先出資証券の発行者である特定目的会社が資産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (5) 投資信託受益証券（当該投資信託の投資信託財産総額の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (6) 投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (7) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (8) 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で第1号から第7号までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの
- 7 この規則において「投資信託財産又は投資法人の資産の2分の1を超える額」とは、原則として当該インフラ投信等の資産総額にインフラ資産等、インフラ関連資産及びその他の資産の評価損益を加減した額から、当該インフラ投信等において一時的に預かった敷金又は保証金（以下「敷金等」という。）を控除した額の2分の1を超える額をいう。
- 8 この規則において「上場等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 金商法第80条の規定に基づき免許を受けて設立された証券取引所が開設する金融商品市場において取引が可能であるもの
 - (2) 金商法第67条の2の規定に基づき認可を受けて設立された日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの
- 9 この規則において「未上場等」とは、前項各号に該当しないものをいう。
- 10 この規則において「オープン・エンド型の投資信託」とは、当該投資信託の約款において、一定期間毎に、投資者の請求に基づき当該投資信託財産に追加信託を行うこと又は受益者の請求に基づき当該投資信託財産の一部解約を行うことが可能である旨を規定しているものをいう。
- 11 この規則において「オープン・エンド型の投資法人」とは、当該投資法人の規約において、一定期間毎に、当該投資法人の資産内容に照らし公正な価額をもって投資口の発行を行う旨、又は投資主からの一部払戻し請求に基づき投資口の一部の払戻しをする旨を規定しているものをいう。
- 12 この規則において「クローズド・エンド型の投資信託」とは、当該投資信託の約款において、投信法第18条（同法第20条及び第54条において準用する場合を含む。）に規定する受益者の買取請求権の行使による買取りを除き、受益者からの投資信託財産の解約請求には応じない旨を規定しているものをいう。
- 13 この規則において「クローズド・エンド型の投資法人」とは、当該投資法人の規約において、投信法第141条第1項又は同法第149条の3第1項に規定する投資主の払戻し請求権の行使に基づく投資口の払戻しを除き、投資口の払戻し請求には応じない旨を規定しているものをいう。

（インフラ投信等に関する会計通則）

第4条 インフラ投信等の会計処理は、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）、投資法人計算書類規則、この規則、本協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り処理するものとする。

(書面の適正な管理)

第4条の2 運用会社は、その運用業務を受託しているインフラ投信等(以下「受託インフラ投信等」という。)の保有資産に係る売買契約書や第三者から取得した鑑定評価書、業務委託先との契約書その他受託業務を適正に遂行するために必要な書面を、適切に保管及び管理しなければならない。

(保有インフラ資産及び不動産の評価)

第5条 インフラ投信等が保有するインフラ資産、第3条第5項第2号に規定する資産(以下、「インフラ資産に伴う土地・建物等」という。)及び不動産等(不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(以下、「不動産投信等規則」という。))第3条第2項第1号に規定する不動産、同条同項第2号に規定する不動産の賃借権及び同条同項第3号に規定する地上権をいう。以下同じ。)の公正な価額を算定する場合に使用する評価方法は、次に掲げる方法の中からそれぞれの資産毎に相当と考えられる評価方法を約款又は規約において定め、当該評価方法により評価するものとする。ただし、私募(金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。)のインフラ投信等については、この限りでない。

- (1) 不動産鑑定士による鑑定評価に基づいた評価額
- (2) 公認会計士による評価額
- (3) 近傍の類似物件の取引実例に基づいた評価額
- (4) 当該物件を、当該時において再調達した場合に要すると想定される額に基づき減額修正した額(建物を評価する場合に限る。)
- (5) 収益還元法(DCF法又は直接還元法)により計算した価額
- (6) 前各号に掲げる評価方法を組み合わせた方法

2 前項の規定に基づき約款又は規約に定めた評価方法は、継続性の原則に則り原則として変更は行わないものとする。

ただし、採用した評価方法が、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。

3 前項ただし書の規定に基づき約款又は規約に定めた評価方法を変更した場合は、評価方法を変更した日の属する作成期間に係る運用報告書又は資産運用報告(以下「運用報告書等」という。)において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 評価方法の変更の事実及び変更日
- (2) 変更前に採用していた評価方法(以下「変更前評価方法」という。)と変更後の評価方法(以下「変更後評価方法」という。)の具体的内容
- (3) 計算期間の末日における変更前評価方法に基づく評価額と変更後評価方法に基づく評価額
- (4) 評価方法を変更した具体的な理由
- (5) その他投資者保護上必要な事項

(インフラ関連資産等の評価)

第6条 インフラ投信等が保有する前条に掲げる資産以外のインフラ資産等及びインフラ関連資産(第3条第6項第1号及び第8号における第1号に掲げる権利及び証券の性質を有するものを除

く。)の評価については、不動産投信等規則第6条及び第7条の規定を準用する。

この場合、「不動産投信等」を「インフラ投信等」と、「不動産」を「インフラ資産」と、「匿名組合の営業者」を「匿名組合の営業者、公認会計士又は不動産鑑定士」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

*細則第2条

(その他の資産の評価)

第7条 第5条及び第6条に規定する資産以外の資産の評価は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に定めるそれぞれの資産の評価の方法に基づき評価するものとする。ただし、当該方法により評価することが困難である場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り評価するものとする。

(資産管理計画書の作成)

第8条 運用会社は、インフラ投信等の運用に当たっては、インフラ投信等毎に、当該インフラ投信等に係る資産管理計画書を作成し、これに則った運用に努めることとする。

2 前項に規定する資産管理計画書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 当該資産管理計画書において予定している期間

(2) インフラ投信等の運用方針

(3) 運用対象として想定しているインフラ資産等及びインフラ関連資産の属性

(4) 保有する資産の評価方法

(5) 保有するインフラ資産等及び保有するインフラ関連資産の入替え基準

(6) 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る長期修繕計画の策定方針及び当該計算期間中に想定している保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の長期修繕計画等に係る見積積立金の総額並びに各計算期間毎の予定積立額

(7) 資金の借入及び返済に係る計画(投資法人債券(振替投資法人債を含む。以下同じ。)の発行及び償還に係る計画を含む。以下同じ。)の策定方針

なお、当面の資金の借入及び返済に係る計画について、参考情報として記載すること

(8) 資産管理計画書を改定した場合は、その改定日と改定の具体的な理由

(9) その他投資者保護上必要と認められる事項

3 前項第1号に規定する期間は、10年以上の期間であって当該インフラ投信等の商品性にかんがみ適当と認められる期間とする。

ただし、約款又は規約において10年に満たない信託期間又は存続期間を定めているインフラ投信等については、当該信託期間又は存続期間とする。

(資産管理計画書の縦覧)

第9条 運用会社は、前条の規定に基づき作成した資産管理計画書を主要な本支店に備え置き、当該インフラ投信等の受益者又は投資主より請求があった場合は、受益者又は投資主の縦覧に供しなければならない。

(長期修繕計画等に係る開示)

第10条 運用会社は、インフラ投信等に係る運用報告書等において、第8条第2項第6号に規定する保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前5期以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。

2 設立からの運用期間又は存続期間が5期に満たないインフラ投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の減価償却)

第11条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の減価償却額の算定は、建物(附属設備を除く。)については定額法によるものとし、設備等については定額法又は定率法によるものとする。

なお、設備等の減価償却額の算定方法については、約款又は規約に定めるものとする。

2 前項なお書の規定に基づき約款又は規約に定めた設備等の減価償却額の算定方法の変更は、行わないものとする。

ただし、採用した算定方法が、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更できるものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項ただし書の規定に基づき減価償却額の算定方法を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「評価方法」とあるのは「算定方法」と、「変更前評価方法」とあるのは「変更前算定方法」と、「変更後評価方法」とあるのは「変更後算定方法」と、それぞれ読み替えるものとする。

(計算期末における保有するインフラ資産等及びインフラ関連資産の帳簿価額の訂正)

第12条 運用会社は、計算期間の末日において保有するインフラ資産等及びインフラ関連資産の帳簿価額を、当該計算期間の期初の額から前条の規定に基づき約款又は規約で定めた算出方法により算出した減価償却額を控除した額に訂正するものとする。

(計算期末における保有する有価証券の帳簿価額の訂正)

第13条 運用会社は、計算期間の末日において保有する売買目的有価証券を時価に評価換えし、帳簿価額を訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損にそれぞれ加算するものとする。

2 保有するその他有価証券は、計算期間の末日において、この規則の定める方法により評価した額から当該有価証券の帳簿価額を控除した額を、投資信託計算書類規則第20条第5項又は投資法人計算書類規則第39条第6項の規定する評価・換算差額金等として計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の耐用年数の算定)

第14条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の耐用年数は、次に掲げる事項を勘案し、適正に定めるものとする。

- (1) 取得の現況（取得時までの経過年数等）
- (2) 修繕の実施状況又は実施予定等
- (3) 当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の構造
- (4) 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第56条並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年省令第15号）による耐用年数

（その他資産の運用方法）

第15条 インフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産を保有する場合の当該資産の運用方法等は、投資信託等の運用に関する規則及び不動産投信等規則の定めるところによるものとする。

（投資信託受益証券等の制限）

第16条 インフラ投信等において第3条第6項第5号に規定する投資信託受益証券以外の受益証券若しくは第3条第6項第6号に規定する投資証券以外の投資証券を組入れる場合は、次に掲げる要件を満たした場合に限るものとする。

- (1) 一のインフラ投信等で保有する有価証券（第3条第5項及び第6項に掲げる有価証券を除く。）は、原則として投資信託受益証券及び投資証券を含め合計で、当該インフラ投信等の資産総額の50%未満であること
- (2) 一の運用会社が、一の投資信託又は投資法人に投資する額は、当該運用会社が運用を行っている投資信託財産及び運用を委託されている投資法人の資産の全体で、組入れる投資信託又は投資法人が発行する投資信託受益証券又は投資証券の発行済総数の50%未満であること
- (3) 投資信託又は投資法人の間で、相互に又は循環して保有している投資信託受益証券又は投資証券でないこと
- (4) 次のイ及びロの要件を満たす投資信託受益証券又は投資証券であること
 - イ 運用会社が、自ら運用を行っている投資信託受益証券又は運用を委託されている投資法人の投資証券ではないこと
 - ロ 投資信託等の運用に関する規則に定めるファンド・オブ・ファンズを除き、主として他の投資信託受益証券又は投資証券への運用を目的とする投資信託受益証券又は投資法人の投資証券ではないこと

（資金の借入）

第17条 インフラ投信等の資金の借入は、信託財産等の運用等の必要から行う場合に限るものとし、当該投資信託財産又は投資法人の資産の健全性に留意して行うものとする。

2 運用会社は、インフラ投信等において資金の借入を行っている場合は当該計算期間に係る運用報告書等において、当該借入毎に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 借入の理由
- (2) 借入日
- (3) 借入の金額
- (4) 借入先

- (5) 保有する資産を担保に供した場合は、担保に供した資産の名称及び評価額
- (6) 借入に係る利率
- (7) 返済方法
- (8) 返済期限

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益の計上時期)

第 18 条 インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買による売買損益は、受渡日に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)

第 19 条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金（以下「礼金等」という。）は、その性質に応じて対応する期間にわたって収益計上する、又は当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生じる敷金等)

第 20 条 インフラ投信等の信託財産又は資産において一時的に預かった敷金等については、当該金額を資産の部に計上し、当該金額に相当する額を返済債務として負債の部に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産及び不動産等の修繕費用)

第 21 条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に修繕（資本的支出を除く。以下同じ。）が発生した場合には、当該修繕に係る費用を原則として発生した期間に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る資本的支出)

第 22 条 計算期間中に保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る資本的支出を行った場合は、当該資本的支出に要した費用に相当する金額を、当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の前計算期間の末日の帳簿価額に加算するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る資本的支出の開示)

第 23 条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等について細則で定める資本的支出（修繕積立金等の損金計上が可能な資本的支出を除く。）に係る実施計画が確定した場合には、当該資本的支出の施工前に投資者に交付される運用報告書等及び目論見書において次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 資本的支出を行うインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の名称及び所在地
- (2) 資本的支出を行う目的
- (3) 予定期間
- (4) 予想金額
- (5) 資本的支出後の当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の帳簿価額の予想増加額

2 天変地異等により保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、本項における約款等に定める公告に替えて、電磁的方法（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第56条第1項に定める電磁的方法をいう。）で開示を行うことができるものとする。

3 第1項の規定は、資本的支出に係る実施計画が完了した場合について準用する。この場合において、第1項本文中「実施計画が確定した場合」とあるのは「実施計画が完了した場合」と、「施工前」とあるのは「施工後」と、同項第1号中「資本的支出を行うインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等」とあるのは「資本的支出を行ったインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産及び不動産等」と、第2号中「資本的支出を行う目的」とあるのは「資本的支出を行った目的」と、第3号中「予定期間」とあるのは「期間」と、第4号中「予想金額」とあるのは「金額」と、第5号中「予想増加額」とあるのは「増加額」と、それぞれ読み替えるものとする。

*細則第3条

（投資対象国、地域に係る制限）

第24条 運用会社が、受託インフラ投信等の運用のために所在地が国外であるインフラ資産等又はインフラ資産等の所在地が国外であるインフラ資産等を主たる投資対象とするインフラ関連資産（以下「海外インフラ関連資産等」という。）の取得の指図をする場合には、当該資産の所在する現地国・地域は次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 海外インフラ関連資産等の使用、収益、処分に係る権利を適正に確保するための法制等が整備されていること。
- (2) 海外インフラ関連資産等に係る権利の内容について第三者に対抗することができるための登記制度等の制度が整備されていること。
- (3) 海外インフラ関連資産等に係る取引契約を適正に締結・履行するための法制等が整備されていること。
- (4) 取引に使用する通貨について、為替相場が適正に公表され、必要に応じて遅滞なく邦貨に転換できること。
- (5) 資金決済、送金等が適正に行える環境が備わっていること。
- (6) 裁判等の紛争処理制度が整備されていること。

(海外インフラ関連資産等の取得に係る遵守事項)

第24条の2 運用会社は、受託インフラ投信等による海外インフラ関連資産等の取得の指図を行う場合には、受益者及び投資主の保護を図るため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 国内の資産を取得する場合と同程度の調査を行うこと。
- (2) 鑑定評価書等の基礎的資料について、国内の資産を取得した場合と同程度の情報の内容、精度であるものを取得すること。
- (3) 現地国・地域の実情に応じて現地代理人の選任をする等、適切に管理や賃貸等の回収を行うための必要な措置を講じること。
- (4) 現地国・地域や物件の情報を適切に入手するための必要な措置を講じること。

(海外インフラ関連資産等に投資する投資法人の運用会社に係る社内体制整備)

第24条の3 運用会社は、受託インフラ投信等による海外インフラ関連資産等の取得の指図を行う場合には、次の各号に掲げる事項を適切に遂行できる社内体制を整備しなければならない。

- (1) 海外インフラ関連資産等や現地国・地域に係る情報の開示。
- (2) 現地国・地域の資産管理会社等との業務連絡の記録等の国内における保管。
- (3) 現地国・地域から情報の取得及び当該情報に対する適時適切な対応。
- (4) 災害等の発生に係る適時開示。

第2章 投資信託

第1節 通則

(インフラ投資信託の最低純資産額)

第25条 インフラ投資信託が常時保持する最低限度の純資産総額（以下「最低純資産総額」という。）は、原則として1億円とする。ただし、私募のインフラ投資信託はこの限りでない。

2 インフラ投資信託において、当該純資産額が前項に規定する最低純資産額を下回ることとなった場合には、当該純資産額が最低純資産額を上回るまでの間、新たな資金の借入れの指図及び収益の分配を行わないものとする。

第2節 クローズド・エンド型の投資信託

(クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定方法)

第26条 クローズド・エンド型の投資信託の基準価額は、資産総額に有価証券等の法令において時価で評価すべきものとされている資産の評価損益を加減した額から保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る減価償却費及び負債を控除した額を、受益権総口数で除した商とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の収益分配原資)

第27条 クローズド・エンド型の投資信託は、当該計算期間中に生じた保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益、賃貸収入（賃借人等に返還しないことが確定した礼金等又は敷金等を含む。以下同じ。）、インフラ関連資産売買損益、有価証券売買損益、保有インフラ資産等、保有インフラ関連資産及び保有有価証券の利子配当等並びに繰越利益

の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用（当該計算期間に係る支払利息を含む。以下同じ。）及び減価償却額並びに繰越欠損額の合計額を控除した額（以下「投資信託利益額」という。）を全額分配することができるものとする。

（クローズド・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し）

第 28 条 クローズド・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却額の 100 分の 60 に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から収受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の 100 分の 60 に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

2 私募のクローズド・エンド型の投資信託については、投資信託利益額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、投資信託利益額と合わせた投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

（毎期継続的な投資元本の払戻しの実施に当たっての対応）

第 28 条の 2 前条第 1 項に規定する投資元本の払戻しを毎期継続的に行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）約款の分配方針において、毎期継続的に投資元本の払戻しを行うこと及びその考え方を記載すること。
- （2）毎期継続的な投資元本の払戻しの実施の方針として、収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示その他の細則で定める事項を規定した社内規則等を整備すること。
- （3）毎期継続的な投資元本の払戻しの実施に当たっての考え方について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート（再生可能エネルギー発電設備については、再生可能エネルギー発電設備に関する第三者評価レポート等に代えることができる。以下同じ。）等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、有価証券届出書、有価証券報告書及び目論見書に記載するとともに、ホームページ等において開示を行うこと。

なお、投資元本の払戻しである旨がわかりやすいよう、イメージ図を用いるなど平易な表現を行うよう努めることとする。

- （4）毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示するとともに、当該投資元本の払戻しの水準の妥当性等について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、運用報告書の該当箇所に注記等を行うこと。
- （5）毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、第 8 条第 2 項第 6 号に定める長期修繕計画に影響を与えないよう配慮するとともに、その考え方について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、投資者にわかるように資産管理計画書及び運用報告書の該当箇所に注記等を行うこと。

*細則第 4 条

(毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻し)

第 28 条の 3 前条に定める毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、前条第 2 号に規定する細則に定める事項に十分配慮するものとする。

なお、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示するとともに、当該投資元本の払戻しの水準の妥当性等について、客観的な根拠や理由を示したうえで、運用報告書の該当箇所に注記等を行うものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の賃貸収入の計上方法)

第 29 条 保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等から生じる賃貸収入は、当該計算期間に対応する金額を収益に計上するものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の公租公課の計上方法)

第 30 条 保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に恒常的に発生する固定資産税等の公租公課は、当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

2 インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の取得又は売却により一時的に発生する不動産取得税等の公租公課は、当該公租公課の支払いが確定した日に費用に計上するものとする。ただし、インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の取得時における未経過固定資産税、不動産取得税及び登録免許税については、取得価額に計上することができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の信託報酬の計上方法)

第 31 条 信託報酬は、計算期間毎に当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る管理委託手数料)

第 32 条 保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る管理委託手数料は、当該管理委託契約の内容により当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

(上場クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第 33 条 上場のクローズド・エンド型の投資信託は、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日における基準価額を計算し、公表するものとする。

(非上場クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第 34 条 非上場のクローズド・エンド型の投資信託（私募のものを除く。）は、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに各月末に基準価額を計算し、公表するものとする。

第 3 節 オープン・エンド型の投資信託

(オープン・エンド型の投資信託の運用に当たっての留意事項)

第 35 条 オープン・エンド型の投資信託におけるインフラ資産等及びインフラ関連資産の運用に

当たっては、運用する資産の流動性に留意するものとし、その旨を約款に規定するものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の基準価額の算定方法)

第36条 オープン・エンド型の投資信託の基準価額は、総資産額に保有資産の評価損益（保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等については、第5条の規定に基づき算定した当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の価額から、当該計算日の属する計算期間の期初から当該計算日までに係る減価償却額を帳簿価額から控除した額を控除した額とする。以下同じ。）を加減した額から負債を控除した額を受益権総口数で除した商とする。

(オープン・エンド型の投資信託の収益分配原資及び投資元本の払戻し)

第37条 オープン・エンド型の投資信託の収益の分配可能額は、次の各号に掲げる計算方法に基づき算出された額のいずれか多い額の範囲内の額とする。

(1) 当該計算期間中に生じた保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益、賃貸収入、インフラ関連資産の売買損益、有価証券売買損益、保有インフラ資産等、保有インフラ関連資産及び保有有価証券の利子配当等、計算期間の末日における保有資産に係る評価損益（インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等については、第5条の規定に基づき算定した当該資産の評価価額から帳簿価額（当該計算期間に係る減価償却額を控除した額。）を控除した額をいう。）並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用及び当期の減価償却額並びに繰越欠損金の合計額を控除した額の全額

(2) 当該計算期間中に生じた保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益、賃貸収入、保有インフラ関連資産の売買損益、有価証券売買損益、保有インフラ資産等、保有インフラ関連資産及び保有有価証券の利子配当等並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用及び減価償却額並びに繰越欠損額の合計額を控除した額

2 私募のオープン・エンド型の投資信託については、前項に規定する収益の分配可能額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、収益の分配可能額と合わせた投資元本の払戻しができるものとする。

(適格機関投資家私募のオープン・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)

第37条の2 適格機関投資家私募（投信法第2条第9項に規定する適格機関投資家私募をいう。以下同じ。）のオープン・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しとして分配できるものとする。

2 前項の規定に基づき投資元本の払戻しを行う場合は、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示し、投資者が収益の分配と混同することを避けるよう努めるものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の準用)

第 38 条 第 29 条の規定はオープン・エンド型の投資信託における賃貸収入の計上について、第 30 条の規定は公租公課の計上について、第 31 条の規定は信託報酬の計上について、第 32 条の規定は管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

(オープン・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第 39 条 オープン・エンド型の投資信託の基準価額は、原則として、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに約款に定める投資者及び受益者が投資信託財産に対して追加信託設定又は一部解約の申込みを直接行うことが可能となっている日及び当該日の前 5 営業日に基準価額を計算し、公表するものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の設定又は解約の価額)

第 40 条 計算期間中又は計算期間の末日において、投資者及び受益者からの請求に基づき直接投資信託財産の追加設定又は一部解約を行う場合は、投資者及び受益者の請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。

第 3 章 投資法人

第 1 節 クローズド・エンド型の投資法人

(クローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法)

第 41 条 第 26 条の規定は、クローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資信託」とあるのは「クローズド・エンド型の投資法人」と、「受益権総口数」とあるのを「発行済投資口数」と、それぞれ読み替えるものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の収益分配原資)

第 42 条 クローズド・エンド型の投資法人は、利益額（投信法第 136 条第 1 項に規定する利益をいう。以下同じ。）の全額を分配することができるものとする。

2 クローズド・エンド型の投資法人は、前項の規定に関わらず、税会不一致（投資法人計算書類規則第 2 条第 2 項第 29 号に規定するものをいう。以下同じ。）が生じた場合には、次のいずれかの措置を取ることができるものとする。

(1) 前項の利益額のうち当期末処分利益に充当して、一時差異等調整引当額（投資法人計算書類規則第 2 条第 2 項第 30 号に規定するものをいう。以下同じ。）の増加額に相当する額の分配を行うこと。

(2) 前項の利益額のうち当期末処分利益から減算して、一時差異等調整積立金（投資法人計算書類規則第 2 条第 2 項第 31 号に規定するものをいう。以下同じ。）に相当する額を任意積立金として積立てること。

(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)

第 42 条の 2 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したクローズド・エンド型の投資法人

は、期末において、以下のデータを算出すること。

(1) 外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額）を期末信託財産純資産総額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額）で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁まで、未満切捨てとする。

(2) 分配金1円当たり外国所得税

期中外国所得税額（期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額）を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除したもの。整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。なお、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。

(3) 分配金1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)

第42条の3 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せて csv ファイルに変換し、販売会社に伝達すること。この場合、分配金の支払開始日は決算日から15営業日が経過した日以降の日とすること。

2 前項の規定に従い、販売会社に伝達した csv ファイルについては、計算書類の役員会承認日に投資法人のホームページに掲載すること。

(クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)

第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額（譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。）を控除した額の100分の60に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から収受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の一時差異等調整積立金の取崩し及び一時差異等調整引当額の戻入れの取り扱い)

第43条の2 クローズド・エンド型の投資法人において、一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金を計上した場合には、翌期以後、利益額のうち当期末処分利益に、一時差異等調整積立金の取崩額（投資法人計算書類規則第62条第13号の規定により貸借対照表に注記した処理又は

一時差異等調整引当額の計上に代えて一時差異等調整積立金を取崩す場合の当該取崩しにより発生した額をいう。以下同じ。)を加算し、一時差異等調整引当額の戻入額(投資法人計算書類規則第62条第13号の規定により貸借対照表に注記した処理により発生した額をいう。以下同じ。)を減算しなければならない。

(税金不一致が発生した場合のその他の注記への記載について)

第43条の3 第42条第2項、前条の規定に従い、投資法人の計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金の引当て又は積立て及び戻入れ又は取崩しを記載した場合には、その他の注記として、以下の各号に掲げる事項を当該一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金に関して記載しなければならない。

(1) 一時差異等調整引当額

- ① 引当て、戻入れの発生事由、発生した資産等
- ② 引当額、戻入額
- ③ 戻入れの具体的な方法

(2) 一時差異等調整積立金

- ① 積立て、取崩しの発生事由等
- ② 積立額、取崩額
- ③ 取崩の具体的な方法(負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因するものについては、想定している取崩し期間(50年以内の期間とする)及び取崩し方法(最低でも每期均等額以上の取崩を要する)についても記載するものとする)

(税金不一致が発生した場合の貸借対照表に関する注記への記載について)

第43条の3の2 第42条第2項、第43条の2の規定に従い、貸借対照表に一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金の増減及び計上がある場合には、貸借対照表に関する注記として以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 一時差異等調整引当額

- ① 引当て、戻入れの発生事由、発生した資産等
- ② 当初発生額
- ③ 当期首残高、当期引当額(増)、当期戻入額(減)、当期末残高
- ④ 戻入れの具体的な方法

(2) 一時差異等調整積立金

- ① 積立て、取崩しの発生事由等
- ② 当初発生額
- ③ 当期首残高、当期積立額(増)、当期取崩額(減)、当期末残高
- ④ 取崩の具体的な方法(負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因するものについては、想定している取崩し期間(50年以内の期間とする)及び取崩し方法(最低でも每期均等額以上の取崩を要する)についても記載するものとする)

(毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施に当たっての対応)

第 43 条の 4 第 43 条に規定する税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを毎期継続的に行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約の分配方針において、毎期継続的に税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うこと及びその考え方を記載すること。
- (2) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施の方針として、収益の分配と出資の払戻しの区別開示その他の細則で定める事項を規定した社内規則等を整備すること。
- (3) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施に当たっての考え方について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、有価証券届出書、有価証券報告書及び目論見書に記載するとともに、ホームページ等において開示を行うこと。

なお、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨がわかりやすいよう、イメージ図を用いるなど平易な表現を行うよう努めることとする。

- (4) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨を明示するとともに、当該出資の払戻しの水準の妥当性等について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、資産運用報告の該当箇所に注記等を行うこと。
- (5) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、第 8 条第 2 項第 6 号に定める長期修繕計画に影響を与えないよう配慮するとともに、その考え方を、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、投資者にわかるように資産管理計画書及び資産運用報告の該当箇所に注記等を行うこと。

*細則第 4 条の 2

(毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)

第 43 条の 5 前条に定める毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、前条第 2 号に規定する細則に定める事項に十分配慮するものとする。

なお、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨を明示するとともに、当該出資の払戻しの水準の妥当性等について、客観的な根拠や理由を示したうえで、資産運用報告の該当箇所に注記等を行うものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上方法等に関する準用)

第 44 条 第 29 条の規定はクローズド・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上について、第 30 条の規定は公租公課の計上について、第 32 条の規定は保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

2 第 31 条の規定は、クローズド・エンド型の投資法人が支払う報酬の計上について準用する。この場合において、同条中「信託報酬」とあるのは「投資法人が資産の運用を行う運用会社及び一般事務受託者並びに資産保管会社との間で締結した契約に基づき当該者に支払う報酬」と読み替えるものとする。

3 第 33 条の規定は上場のクローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について、第 34 条の規定は非上場のクローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について準用する。

この場合において、第 33 条及び第 34 条中「クローズド・エンド型の投資信託」とあるのは「クローズド・エンド型の投資法人」と読み替えるものとする。

(投資法人債の発行に係る留意事項)

第 45 条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 139 条の 2 の規定に基づき投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該投資法人債の償還期限、償還方法、利率及び利払方法等の発行条件を適切に設定するものとする。

(短期投資法人債の発行に係る留意事項)

第 45 条の 2 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 139 条の 12 の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。

(新投資口予約権の発行に係る留意事項)

第 46 条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 88 条の 4 の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該新投資口予約権の行使期限、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法等の発行条件を適切に設定するものとする。

第 2 節 オープン・エンド型の投資法人

(オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法等に関する準用)

第 47 条 第 35 条の規定は、オープン・エンド型の投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産への運用について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「約款」とあるのは「規約」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第 36 条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「受益権総口数」とあるのは「投資口数」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第 42 条、第 43 条の 2、第 43 条の 3 及び第 43 条の 3 の 2 の規定はオープン・エンド型の投資法人の収益分配及び税会不一致が発生した場合の注記の記載について準用する。この場合において、第 42 条及び第 43 条の 2 中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、第 42 条第 1 項中、「利益額の全額を分配することができるものとする。」とあるのは、「利益額の全額又は利益額と計算期間の末日における保有資産に係る評価損益（不

動産、不動産の賃借権及び地上権については、第5条の規定に基づき算定した当該資産の評価価額から帳簿価額（当該計算期間に係る減価償却額を控除した額。）を控除した額をいう。）の合計額のいずれか多い額を分配することができるものとする。」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 4 第29条の規定はオープン・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上について、第30条の規定は公租公課の計上について、第32条の規定は管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。
- 5 第31条を準用する第44条第2項の規定は、オープン・エンド型の投資法人が支払う報酬の計上について準用する。
- 6 第39条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「受益者」とあるのは「投資主」と、「投資信託財産に対して追加設定又は一部解約の申込」とあるのは「投資法人に対して投資口の追加発行又は払戻の請求の申込み」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の出資の払戻し）

- 第47条の2 オープン・エンド型の投資法人のうち、適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定するものをいう。）のみを相手方として取得勧誘を行い、かつ適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の4に規定する要件に該当する投資口を発行する投資法人（以下「適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人」という。）は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度として、出資の払戻しを行うことができるものとする。
- 2 前項の規定に基づき出資の払戻しを行う場合は、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである旨を明示し、投資主が収益の分配と混同することを避けるよう努めるものとする。

（適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度に関する特例）

- 第47条の3 適格機関投資家向けオープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度は、第47条第6項の規定にかかわらず、各計算期間の末日のみに計算することができるものとする。この場合、当該基準価額の算定後、速やかに投資主に通知するものとする。

（オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理）

- 第47条の4 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したオープン・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。

（1）外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額）を期末信託財産純資産総額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額）で除したものの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁まで、未満切捨てとする。

（2）分配金1円当たり外国所得税

期中外国所得税額（期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額）を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除したものの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。

（3）分配金1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

（オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達）

第47条の5 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せて販売会社に伝達すること。この場合、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。

（オープン・エンド型の投資法人の追加発行及び払戻しの価額）

第48条 投資者及び投資主の請求に基づき投資口の追加発行又は払戻しを行う場合は、投資者及び投資主から請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。

2 第47条の3の規定を適用した適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人については、前項の規定にかかわらず、投資者及び投資主から請求のあった日の直前の計算期間末日の基準価額を用いて行うものとする。

（オープン・エンド型の投資法人の新投資口予約権の発行に係る留意事項に関する準用）

第49条 第46条の規定は、オープン・エンド型の投資法人について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（細 則）

第50条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

（その他）

第51条 インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

（所管委員会への委任）

第52条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 16 日から実施する。

ただし、第 3 条第 4 項に規定するインフラ資産に属する「再生可能エネルギー発電設備」の取扱いについては、租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 3 第 10 項に係る規定を踏まえ、本規則実施後 3 年を目途として、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この改正は、平成 29 年 5 月 18 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項を改正

附 則

この改正は、令和 4 年 5 月 19 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項、第 10 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条第 23 条を改正。

第 42 条の 2、第 42 条の 3、第 47 条の 4、第 47 条の 5 を新設

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 20 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項を改正

附 則

この改正は、令和 6 年 9 月 19 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 43 条を改正

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 2 条第 2 項、第 4 条を改正